

納 税 申 告 書
の移送通知書
更正の請求書

1 使用目的

「納税申告書
の移送書通知書
更正の請求書」は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定による場合等、現
在の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄す
る税務署長に移送した旨を納税者に通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
「納 税 申 告 書 ・ 更 正 の 請 求 書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を 抹消する。
「……提出された の……」	本文中の「……提出された の……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を 記載する。
移送する納税申告 書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の 自令和○年○月○日 事業年度分確定申告書」、 至令和○年○月○日 「消費税及び地方消費税の 自令和○年○月○日 課税期間の更正の請求書」等と記載する。 至令和○年○月○日
移 送 の 理 由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書
の移送書
更正の請求書」と同一の内容を記載する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し国税に関する法律に基づき税務署長等がそ
の法人課税信託についての通知書等を送付する場合は、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課
税信託の名称を併せて記載する。